

「2017-2018年度安全対策研修及び教材作成に関する業務委託契約」

(公告日：2017年10月26日 国契-17-089) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 6 P. 26	イ. 再委託 エ. 教材作成に関する事項	P. 26の「3-6. ハンドブック」について、通常、印刷物の作成にあつては、原稿をもとに印刷業者に発注することが多いと思われませんが、「印刷機を買って、自ら監督して製本」しないと、「再委託禁止」の再委託に該当しますか？	本案件にかかる再委託業者の範囲については、質問2をご参照下さい。なお、通常の一般契約においては、業務に関する責任の所在を明確化するため、通常、印刷業者には再委託では下請けではなく、共同企業体を結成し、構成員として応札してもらっています。
2	P. 6	ア. 共同企業体	基本的には弊社がノウハウ、ソフトを提供し、監督し、ビデオ、WBT、ハンドブックを作成する計画ですが、どこまでが再委託として禁止され、共同企業体にしなければならないのか、どこまでなら再委託として許され、契約主体を弊社だけで済ませることができるのか、判断基準がまだ理解できておりません。WBTのSaaSなどによる運用は、特定企業にしかできないこととなりますが、これは共同企業体とする要件になりますでしょうか？	本契約では再委託範囲を明確に定めていませんが、ビデオ教材、WBT、ハンドブック作成にあたり、安全対策のノウハウを要しない技術的な作業は再委託いただいて構いません。また、共同企業体の要件は、特に設けておりませんので、応札者をご判断の上、技術提案書にて言及して下さい。
3	P. 26, 27	4. 成果品等	「(2) 成果品の引き渡しをもってJICAに譲渡されるものとし、…」の解釈において、成果品の中で使われる文言やノウハウまで譲渡され、かつ、その使用を制約されるものではないと理解しておりますが、如何でしょうか？	受注者が権利を有する著作物（原著作物）を用いて成果品を作成した場合、当該条項をもって原著作物の著作権までもJICAに譲渡されるものではなく、受注者が原著作物を利用することが制限されるものではありません。
4	P. 28	7. 業務経験、能力等	文章の最後の受注実績の条件は、(1)～(3)をひっくるめての条件という理解で宜しいでしょうか？ あるいは、(3)のみに掛かっている条件でしょうか？ あるいは、(1)、(2)、(3)それぞれに掛かっている条件でしょうか？	受注実績については、(1) (2) (3)それぞれで過去3年以内に1件以上（合計3件以上）という条件になります。
5	P. 7	下見積書 (2) 契約金額内訳書	「様式は、入札. 契約金額内訳書（案）を参考として下さい」とありますが、入札説明書の最後のページのURLで導かれる貴機構のホームページ上では、「入札」の項目に該当するサンプルがないように思われます。貴機構のホームページ上で検索すると、いくつかのパターンのホームがあるようですが、適切なものをご教示いただければ幸いです。	以下HPの入札書のフォームのword版を下見積書に書き換えていただき、総額を記入して頂き、押印の上、添付書類として、入札説明書のP37のフォームを添付して下さい。入札書のフォームは、以下の通り。 (https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html) なお、P37のフォームを単独で使用されても問題ありませんが、欄外に必ず、代表者名と社印の捺印をお願いします。

以上